≪University-Ombudsman Newsletter≫

大学オンブズマン・龍谷大学経営学部李洙任（リーターイム）先生を支援する

全国連絡会通信 NO.3

発行；大学オンブズマン
2022年6月16日
〒616-8012 京都市右京区谷口垣ノ内町5-8
NPO法人京都社会文化センター内
eメール；uniomb@yahoo.co.jp

＜目次＞

抗議声明・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
李先生からのメッセージ・・・・・・・・・・1
学生が考える「大学教育」
実行委員会主催の企画・・・・・・・3
呼びかけ文と呼びかけ人名簿・・・・・・・・3

抗議声明（支援全国連事務局）

裁判官の和解調停に基づいて、原告側が和解提案を行ったことに対して、被告大学側が不誠実な対応に終始したことに厳重に抗議する。

この対応の根底に大学（執行部）による「学部自治」の便宜的な使い分けがある。過去に幾度か学部教授会の決定を大学（執行部）の意向に沿って覆さなければならなかったことがある。今回の対応は、この「学部自治」が教育の根幹において重大な支障（未ゼミ問題等）を来しているにも関わらず、この責任を「学部自治」の名の下に大学（執行部）が回避したことからきている。

2020年9月16日に承認された「経営学部教授会における会議原則」によれば、この間の経営学部教授会は、中立公正な議事運営ができず、議題外の発言を繰り返し、発言を妨害し、偏った一方的な意見が執拗に行われ、一部の構成員の発言で議事が進行していた事態であったことが認められている。これを放置した直接の責任は被告学部長にある。

この異常な下で学部運営が行われたことに対し、「学部自治」の名の下に長らく放置してきた大学（執行部）に対し厳重に抗議する。

李先生からのメッセージ

未ゼミ生問題関連・李洙任裁判をご支援してくださっている皆様へ

お元気でいらっしゃいますか？コロナ禍の影響もあり、大変時間がかかるので有名な日本の裁判ですが、私が龍谷大学および元龍谷大学経営学部学部長2名、元教務主任を相手どって訴訟を起こしたのが2019年1月11日でしたので3年半が経過し、まさに光陰矢のごとしと感じています。2021年3月に退職し、未ゼミ生問題の資料を整理しながら、なぜこのような事件が龍谷大学で発生してしまったのか、を冷静に考える時期ともなりました。

大学の制度不備のために学生が被った被害は甚大だったと思います。すでに卒業した学生たちも大勢いますが、コロナ禍でゼミだけは対面だった状況でしたので、未ゼミ生にとって対面授業はほぼ皆無となりました。就職活動に入り、ゼミの仲間もいないので、私が担当した基礎演習（1年生後期から2年生前期まで対象にした演習）の学生たちには定期的に連絡を取り、就職の状況なども聞いており、微力ですが支援しています。

また他大学の学生や教員が私の裁判を知って自分たちの大学で起こっている事件に関してアドバイスを求めるために連絡をくれています。裁判を起こすのに半年ぐらい熟考しましたが、元学生の一人が「李先生がやらなければ誰がやるの」という一言で覚悟を決めました。

その後の裁判を支援してくださった原告弁護団はじめ、皆様のご支援が精神的な支えとなって今日に至りました。改めてお礼申し上げます。

裁判官のご尽力により、2021年8月ごろから被告たちと和解協議に入りました。そこで、原告側が要望したのは以下の点であり、賠償金と謝罪は要求しないことで和解協議に入りましたが残念ながら決裂しました。

＜被告大学との和解条項の提案骨子＞

1．ゼミ受講が困難な多数の学生が存在することへの理解と適切な改善策を早期に実施すること。
2．経営学部における混乱についての調査委員会設置、改善策提案、それに基づく是正を行うこと。
3．原告が被った物的・精神的損害の回復措置をとること。

ところが被告大学は私からの和解案を承諾しませんでした。大学が未ゼミ生問題を深刻に捉えていないことは理解していましたが、現在は是正されているという姿勢を貫いたようです。

しかし、一方で裁判はよい結果も生み出しています。教授会運営は、龍谷大学にとって前代未聞ですが、教養科目担当教員の教員（専門が仏教学）が学部長に選出されました。会議の正常化を図るために、

教授会の冒頭で以下の「教授会会議原則」を学部長が読み上げることになっています。教授会で「なめんなよ！ふざけんな！」と反社会的勢力を彷彿させる罵声を飛ばされたこともありました。被告たちを支援し、モビング化する一部教員によって教授会は無法地帯のようでした。

今は大学人がこのような原則を喚起しなくてはいけないという状況ですので、裁判はある意味効果があったと思います。

「経営学部教授会における会議原則」（2020 年度第 7 回教授会＜9 月 16 日＞承認）の骨子

1．議長の中立公正な議事運営。
2．議題外の発言を控える。
3．発言の妨害を行わない。
4．賛成、反対の意見をなるべく交互に行う。
5．より多くの構成員の発言を保障する。

さて、ロシアのウクライナ侵攻によって日々ウクライナの惨状に胸を痛めている人たちが多いと思います。5 月 13 日、龍谷大学はキーウ大学日本語学部に属すウクライナからの留学生を迎い入れたというニュースが報道されました。多くのこどもたちや若者は学びの機会を奪われたのでとても心温まるニュースでした。セレモニーでロクソラーナさんが「勉強できる環境を与えてくれて、心から感謝したい」と話し、龍谷大学の入澤崇学長が、「多くの友達を作って日本文化に対する学びを深めてください。ともにしっかりと前を向いて進みましょう」と歓迎の言葉を述べられました。

「勉強ができる環境」は「学習権」の基本であり、本裁判の根幹です。多くのゼミに入れなかった学生たちの悲痛な思いを経験したのを目のあたりにした私は学生たちの苦しみに目を閉ざすことはできませんでした。

ウクライナの学生を受け入れた時のセレモニーに前学長であった赤松徹真氏も参列されていました。未ゼミ生問題が深刻化したときに、赤松学長はどのような対応をされたのでしょうか？

前・赤松学長によって未ゼミ生問題は解決されませんでした。署名運動を起こした学生代表は現・入澤学長にも面談を申し入れました。手続きを踏んでいたにもかかわらず、入澤学長は学生代表に会いませんでした。学長は「当該の学生に会いたかった」と私に述べられたことがあったので、学長には正確な情報が伝わらないのかとも思いました。

学生たちは、大学と学部による「真実に基づかない誇大広告」を厳しく批判し、SNS を使って発信していました。例えば、「みんなの大学情報　学校情報ポータルサイト　利用者数 No.1　2016 年度入学」に在校生が「施設とゼミの不足が問題」と題して以下のようにネットで告発していました。

＜2017 年 7 月＞

ホームページには、「経営学部は少人数制のゼミが充実しており」という記載がありますが、デタラメです。実際はゼミの数が非常に少なく、ゼミに入りたくても入れない未ゼミ生は 4 人に 1 人という現状です。しかも経営学部なのにマーケティングに関するゼミは 1 つしかありません。ゼミの選考は基本的に書類で、みんな未ゼミ生になりたくないが為に、志願理由書を頭の良い人に書いて貰ったり、ゴーストライターを雇って書いて貰ったりしているくらいです」。

最近、「おとり広告」について報道されました。商品あるいはサービスの供給量が限定されているのに、その内容が記載されていない場合の広告のことです。こうした企業の「誇大広告」に対しては消費者庁が景品表示法に基づいて措置命令を出します。大学の「誇大広告」は許されるのでしょうか。

2017 年 6 月に 327 名の学生署名を添えて要望書を提出した学生の苦しみを軽視し、教育をここまでないがしろにする人たちが大学人として給与を得ているのです。大学財政および私たち教員の給与は学生たちの授業料が主な財源です。今回のウクライナの学生に対して、龍谷大学は学費の免除、宿舎の無償提供、さらに生活費として奨学金月額 8 万円の支援を決めました。その財源は龍谷大学の学生たちの学費です。彼らに十分な学習の機会を与えずにそのような立派なことが言えるのかという思いが拭い去れません。

被害を受けるのは授業料を納めている学生たちであり、その学生の被害を軽くみたりして、被害を認知しようとしなかったのです。そして私が裁判に訴えた結果、大学執行部は「正常化」を図る姿勢を見せていますが、私に与えた被害に関しては傍観者であり、建学の精神である「内省」（常にわが身をかえりみる心）の姿勢が発揮されていません。自浄能力のない大学執行部と経営学部執行部の状況は長く続きました。端的に言えば「教学の私物化」を進めてきました。それが学部自治の崩壊を招いたのです。

第 14 回口頭弁論

日時：2022 年 8 月 22 日(月)13:30～
場所：京都地方裁判所 101 号大法廷
丸太町通り柳馬場東入る（御所南隣）
13:20 に裁判所 1 階ロビー集合

学生が考える「大学教育」実行委員会主催の企画

裁判の傍聴と公開シンポジウム(第２回)

日時：2022年8月22日（月）

13時半から16時まで　京都地方裁判所(証人尋問)

16時15分から18時まで　京都弁護士会館にて

＜テーマ＞

大学と自治の「再生」に向けた大学人の課題

-相次ぐ権利侵害から何を学び、どう行動するか-

≪開催趣旨≫

2017年6月、「未ゼミ問題」に対して経営学部学生が学生署名（327名）を添えて「要望書」を提出しました。このことは学生の学ぶ権利（学習権）をあらためて考える機会になりました。また、「多くのゼミの開設」・「多様性の確保」等の要望は、今の「大学教育」における学習内容を問うています。その後、2019年１月に経営学部の李洙任先生が京都地裁に提訴された裁判は、こうした学ぶ権利（学習権）と密接な関係にあります。私たち学生が日々学んでいる「大学教育」をどう考えればよいのでしょうか。第２回のシンポジウムでは、「大学自治の崩壊と学生たちの学習権、教員の教育権の剥奪」の現実と「司法は教学の問題にどこまで踏み込めるか」を考えたいと思います。多数の皆さんの参加をお願いいたします。

≪第２回公開シンポジウムプログラム≫

大学と自治の「再生」に向けた大学人の課題

-相次ぐ権利侵害から何を学び、どう行動するか-

日時；16時15分～18時

場所；京都弁護士会館（裁判所の隣の建物）

【講演１】　学習権と教育権の剥奪

―李洙任裁判と共有するもの―

落合正行氏(追手門学院大学元学長・不当解雇事件原告)

＜プロフィールと事件の概要＞

落合先生はもうひとりの教員とともに、2011 年に同大学のチアリーディング部の女性コーチが部顧問の男性からセクハラを受けたと訴えた裁判を支援。大学側は、落合先生らが同コーチをそそのかして提訴させ、記者会見を画策して大学の名誉を毀損（きそん）したとして2015年10月、突然、懲戒解雇しました。お二人は、解雇は大学側の意に沿わない原告らを不当に排除するものだとして、同年12 月に提訴しました。一審の大阪地裁判決は、原告側の完全勝訴でした。大学側は即日控訴しましたが、二審の大阪高裁は、懲戒解雇を無効とした一審判決と、大阪高裁独自の見解に基づき、和解勧告を出しました。弁護団は、今回の和解を全面勝利和解と評価しています。落合先生らは「慎重で妥当な判断ができることこそ大学の使命です」と語りました。

【講演２】司法はどこまで教学問題に踏み込めるか

・李裁判弁護団

主催：学生が考える「大学教育」実行委員会

協力：大学生の学ぶ権利(学習権)を考える龍谷大学有志の会、＜教員有志＞龍谷大学細川研究室。

■問い合わせ先：ru.university.education@gmail.com

＜李先生からの呼びかけ＞

裁判は、裁判官の職権で和解協議が行われましたが不調に終わり、また元に戻って進行されています。原告側から申請しました４人の証人はすべて却下され、原告（李）本人に対する尋問のみとなりました。被告側からの証人申請はありませんでした。また原告側から被告を証人として申請することをあえてしませんでした。原告側にとっては想定されていた以上に厳しい状況になっているように思います。同時に、大法廷で証人調べが行われるということは、原告の訴えを支持する人間が多いということを示す機会になり得ると思いますし、そのことは重要なことと認識しています。できましたら当日、お時間が許すようでしたら、京都地裁に傍聴にお越しいただけないでしょうか。裁判後に京都弁護士会館にてシンポジウムが開催されます。ぜひともご参加ください。

＜李洙任先生を支援する全国連からのお願い＞

李先生の裁判は、原告（李先生）の個人的な裁判としてたたかわれています。そのようなことから裁判費用も原告が負担されています。支援する会として募金の取り組みを進めております（現在の残高は約15万円）が、これは支援する会の取り組み（宣伝物、会場費など）に活用させていただいております。

今回の募金の訴えは、原告自身の裁判費用についてのご寄付のお願いでございます。金額はいくらでも結構でございますので、何卒よろしくお願いいたします。

口座番号；００９５０－３－２４７７７９

口座名義；細川孝（大学オンブズマン）

大学オンブズマン・龍谷大学経営学部李洙任先生を支援する全国連絡会の呼びかけ文（一部）　2019年2月10日

2019年1月11日、龍谷大学経営学部教授・李洙任先生は、京都地方裁判所に提訴されました。・・・・・・、この提訴は、大学運営の根幹である教授会運営のあり方、特にその民主的・合理的な審議、手続のあり方を問うものです。

いま日本の国公私立大学全般のガバナンスのあり方が問われています。李先生の裁判は、この「大学ガバナンス」を問うものであります。「大学の自治」は「学問の自由」を制度化したものとされます。それは、市民から負託されたものであります。したがって、「大学の自治」は、大学人自らが大学の民主的・合理的運営を行なうことによって

はじめて保障されるものです。このようなことから、わたしたちは李先生の裁判を通じて、大学の民主的・合理的運営について問うていきたいと考え、ここに李洙任先生支援の全国連絡会の結成を呼びかけます。

＜呼びかけ人（肩書は2019年3月時点）＞

青木雅生（三重大学人文学部准教授）、青水司（原発ゼロの会・摂津、千里丘＜吹田＞事務局長、元大阪経済大学教授）、浅野健一（同志社大学大学院教授＜地位確認訴訟中＞）、足立辰雄（元近畿大学教授）、姉崎洋一（北海道大学名誉教授）、石川康宏（神戸女学院大学教授）、伊地知紀子（大阪市立大学教授）、井手啓二（長崎大学名誉教授）、伊藤大一（大阪経済大学経済学部准教授）、井上千一（大阪人間科学大学教授）、井原聰（東北大学名誉教授）、上中良子（元京都橘大学教授）、碓井敏正（京都橘大学名誉教授）、大野邦夫（モナビITコンサルティング、異文化コミュニケーショントレーナー）、岡崎昭彦（高西靈園管理委員会委員、NPO法人京都社会文化センター監事）、岡田直紀（京都大学准教授）、岡野八代（同志社大学教授）、岡山茂（早稲田大学政治経済学術院教授、大学評価学会代表理事）、片山一義（札幌学院大学教授）、角岡賢一（龍谷大学経営学部教授）、川口洋誉（愛知工業大学准教授）、桔川純子（明治大学兼任講師）、木戸衛一（大阪大学教員）、衣川清子（法政大学等非常勤講師）、絹川浩敏（立命館大学経営学部教授）、清眞人（元近畿大学文芸学部教授）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）、國島弘行（創価大学経営学部教授）、黒田兼一（明治大学経営学部教授）、小林清治（大阪大学大学院人間科学研究科准教授）、駒込武（京都大学教授）、小山昌宏（筑紫女学園大学教授）、近藤宏一（立命館大学経営学部教授）、Sarah Kashani（京都大学助教）、齋藤敦（徳島文理大学教授）、桜井徹（国士舘大学経営学部教授）、重本直利（市民科学研究所事務局長、大学評価学会顧問）、篠原三郎（元日本福祉大学教授）、Susan Menadue-Chun（立教大学院21世紀社会デザイン研究科博士課程後期研究生）、高木博史（岐阜経済大学教授）、高橋勉（岐阜経済大学教授）、竹内章郎（岐阜大学地域科学部教授）、田島朋子（大阪府立大学准教授）、田中耕二郎（追手門学院大学教授＜地位確認訴訟中＞）、田中仁（京都府立大学非常勤講師、京都歴史教育者協議会）、谷野隆（アジェンダ・プロジェクト）、津田道明（日本福祉大学教職員組合書記）、鄭雅英（立命館大学経営学部教授）、照井日出喜（奈良県立医科大学非常勤講師）、戸塚悦朗（弁護士）、殿平善彦（一乗寺住職）、富岡美知子（元龍谷大学非常勤講師）、富田道男（元京都府立大学教授）、永井康代（元大阪薫英女子短期大学講師）、中川秀一（明治大学教授）、中川慎二（関西学院大学教授）、中屋信彦（名古屋大学准教授）、中田光信（日本製鉄元徴用工裁判を支援する会）、中西一正（立命館大学名誉教授）、中西新太郎（関東学院大学経営学部教授、横浜市立大学名誉教授）、中村共一（岐阜経済大学教授）、中村尚司（NPO法人JIPPO専務理事）、浪本勝年（立正大学名誉教授）、西垣順子（大学評価学会副代表理事）、馬頭忠治（鹿児島国際大学教授）、春木有亮（北見工業大学准教授）、日永龍彦（山梨大学教授）、百田義治（駒澤大学教授）、平田厚志（龍谷大学名誉教授）、藤井幸之助（猪飼野セッパラム文庫主宰）、藤原隆信（筑紫女学園大学教授）、細井克彦（大阪市立大学名誉教授）、細川孝（龍谷大学教授）、堀雅晴（立命館大学教授）、眞島正臣（新分野マーケティング戦略研究所所長）、松尾匡（立命館大学経済学部教授）、三島倫八（龍谷大学名誉教授）、水野邦彦（北海学園大学教授）、三宅正伸（大阪経済法科大学客員教授）、光本滋（北海道大学准教授<教育学>）、宮崎昭（元九州国際大学教授）、村越雅雄（北海商科大学名誉教授）、村上了太（沖縄国際大学教授）、望月太郎（大阪大学大学院文学研究科教授）、守屋貴司（立命館大学教授）、山崎由可里（和歌山大学教授）、由井浩（元龍谷大学経営学部教授）、米津直希（稚内北星学園大学准教授）、寄川条路（明治学院大学教授）、Lisa Rogers（同志社女子大学准教授）、李順連（NPO法人丹波マンガン記念館事務局長）、渡部昭男（神戸大学教授）、渡辺峻（立命館大学名誉教授）、**以上93名**。

≪李先生支援全国連絡会活動日誌≫

2019年1月11日 李先生京都地裁に提訴
2月 2日 第1回全国連絡会合
3月11日 第2回全国連絡会合
5月13日 第3回全国連絡会合
6月16日 第4回全国連絡会合(学術シンポ)
7月31日 第1準備書面提出
8月 8日 第5回全国連絡会合
12月27日 第2準備書面提出
2020年1月21日 第6回全国連絡会合
4月14日第7回全国連絡会合中止

≪口頭弁論等（京都地裁≫

2019年 3月11日 第1回口頭弁論
5月13日 第2回口頭弁論
8月 8日 第3回口頭弁論
10月31日 第4回口頭弁論
2020年1月21日 第5回口頭弁論
4月14日 第6回口頭弁論延期
6月26日 第6回口頭弁論
8月25日 第7回口頭弁論
11月17日 第8回口頭弁論
2021年 2月4日 第9回口頭弁論
4月12日 第10回口頭弁論
6月3日 第11回口頭弁論
7月26日 進行協議
8月27日 進行協議
＜和解協議に入るも決裂＞
2022年 3月11日 第12回口頭弁論
5月24日 第13回口頭弁論
＜証人尋問は李原告のみとなる＞
8月22日 第14回口頭弁論
＜証人尋問＞